

議案第24号

流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務の委託の廃止に関する協議について

令和6年6月30日をもって流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務の委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第2項の規定により流山市と協議するに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

我孫子市長 星野順一郎

提案理由

住民票の写し等の証明書について、コンビニエンスストア等の端末機又は全国の市区町村の窓口における交付が可能となったことにより、事務の委託に代わる制度が整ったことから、流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務の委託を廃止することについて、流山市と協議するため提案するものです。